# 松本会計通信

2008年12月10日(水)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

**松本税理士事務所** TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584

Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

## 飲酒運転撲滅と

## 企業の取り組み

#### 厳罰化でも悲惨な事故は後をたたず

今年も一年が過ぎようとしています。忘年会や新年会を控え、お酒を飲む機会も増えてきます。飲酒運転事故はひところに比べ減少しているものの、罰則強化にもかかわらずあとをたちません。少しくらいなら大丈夫、自分は大丈夫という気持ちが、なかなか撲滅されない理由かもしれません。

#### 飲酒運転防止に努める

飲酒はプライベートなことですが、社員 が事故をおこせば会社は影響を受けないわ けにはいかないでしょう。

就業規則の服務規律に飲酒運転を禁じる 条文を規定する企業も増えてきました。それは懲戒処分をするために規定されるもの ではあるのですが、社員の意識の中に交通 違反をしてはならないという自覚と会社や 家族、社会に対する責任意識を持たせるためとも言えるでしょう。この時期、社内文 書やメールで回覧する等して、一層の共通 の事故防止意識を啓発していくことが大事 でしょう。

### 自動車事故と企業責任

飲酒運転に限りませんが、社有車を社員 に使わせて事故を起こした場合は、企業は 使用者責任と運行供用者責任を問われます。 社有車をプライベートな用事に使わせてい たときの事故も同様です。

社有車は業務上の使用に限るべきでしょう。さらに、マイカーを社用に使わせていた時の事故も、企業責任が問われます。

どうしても通勤等でマイカーを使わせなければならないならば、任意保険証券を提出させるなどして、十分な補償額が掛けられているか確認をする必要があるでしょう。

いずれにしても、車両管理規程を作り社 員に周知させ、安全運転を心掛けるよう社 内で取り組むことが大切です。

> 企業と社員が一緒になって、事故防止に取り組み たいネ!

